

第 6 回「労働団体法 ③組合活動 A：便宜供与」

2024.04.25. 佐藤

はじめに

1) 前回のまとめ

1. 内容：〈論点〉ユニオンショップ協定の合憲性

* 論点は法的論点として述べる。「可能か」とか「できるか」はダメで、組合運動としては当然可能です。しかし、それが法的保護を受けるか、法的効力がないか、とかの問題です。

〈法〉ショップ制と法的根拠としての憲法 28 条、他組合の組合員へは効力否定の判例

〈諸説〉争点は消極的団結権・積極的団結権・勤労権の侵害か否か、違憲説・合憲説

2. Reading Assignment に関する設問についての解説

①消極的団結自由 ②自主的な労使関係システム

2) Reading Assignment に関する設問

以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

①豊川弁護士は、中労委命令が、市に組合事務所の貸与義務がないとしても、継続して使用許可していた中での使用不許可する場合、いかなることがあれば支配介入が成立するとの枠組みを立てていると解説しているか。原文通りに 15 字以内で答えなさい。

②豊川弁護士は、それに対して、高裁判決は、何と何の法的評価を同一にしていると批判しているか。原文通りに 31 字で答えなさい。

本日の課題：R.A. 解答と自己点検を、自己点検用紙に記入して提出する

* 便宜供与をめぐる問題状況

1) 「便宜供与」とは何か、2) 必要性：組合組織形態、3) 利益対立：施設管理権限と組合活動

4) 労組法二条・七条→労組の権利とは規定されていない→法解釈へ：組合保障論 vs. 労使合意論

* 具体的局面

1 在籍専従 三菱重工長崎造船所事件・最一小判・昭和 48.11.8

2 チェック・オフ 済生会中央病院事件・最二小判・平成 1.12.11

3. 組合事務所供与 日産自動車事件・最二小判・昭和 62.5.8

[参考文献] 日本労働法学会編『現代労働法講座 第 8 巻』(1982 年、総合労働研究所)

[課題提出者数] 4/17 4/18 4/24 4/25 5/01 5/02 5/08 5/09 5/15 5/16 5/22 5/23

4 回以上 23 27

3 回生 74 78

合計 97 105

[自己点検]

1) Reading Assignment に関わる問題への解答

2) 自己点検 a) 講義の論点 b) 論点にかかわる法状況 c) 論点についての諸見解

3) 自由記述 a) 講義に関する質問 b) その他

[次回講義への Reading Assignment]

次回講義タイトル：「労働団体法 ③組合活動 B：日常活動」

講義テーマ：「工作中あるいは職場内で組合活動はできるのだろうか」

教科書の該当部分：第 3 章「労働組合」「IV 組合活動」直接に関連するのは p71-p78/p198

Reading Assignment：辻村昌昭「企業内・外の組合活動」

『講座 21 世紀の労働法 第 8 巻』(有斐閣、2000 年) 130 頁以下